



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	街区の区域の変更及び新設(北区鈴蘭台北町2丁目)	地域協働局住民課	1
告示	指定納付受託者の指定及び指定公金事務取扱者の指定(布引公園ほか)	建設局公園部魅力創造課	4
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	6
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 多聞73号線-1)	建設局道路管理課	8
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 明神2号線)	建設局道路管理課	9
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 西垂水91号線他)	建設局道路管理課	10
告示	港湾施設の供用開始及び規模の変更【新港第2第3突堤基部、第3第4突堤基部】	港湾局経営課	11
公告	建築協定に加わる意思の表示及び建築協定書の縦覧(桜の杜・桜の杜Ⅱ～Ⅳ建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	12
公告	人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例に基づく農村用途区域の変更	経済観光局農政計画課	13
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧(中央区東川崎町)	都市局まち再生推進課	14
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧(長田区御屋敷通)	都市局まち再生推進課	15
公告	都市計画の決定又は変更に伴う都市計画案の縦覧	都市局都市計画課	16
公告	開発行為に関する工事の完了(垂水区舞子台1丁目)	都市局都市計画課	18
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局給水課	19
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局給水課	20
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の休止	水道局給水課	21

神戸市告示第165号

次のとおり街区の区域を変更及び新設するので、神戸市住居表示条例（昭和40年3月条例第25号）第2条の規定により告示する。

令和8年6月16日

神戸市長 久 元 喜 造

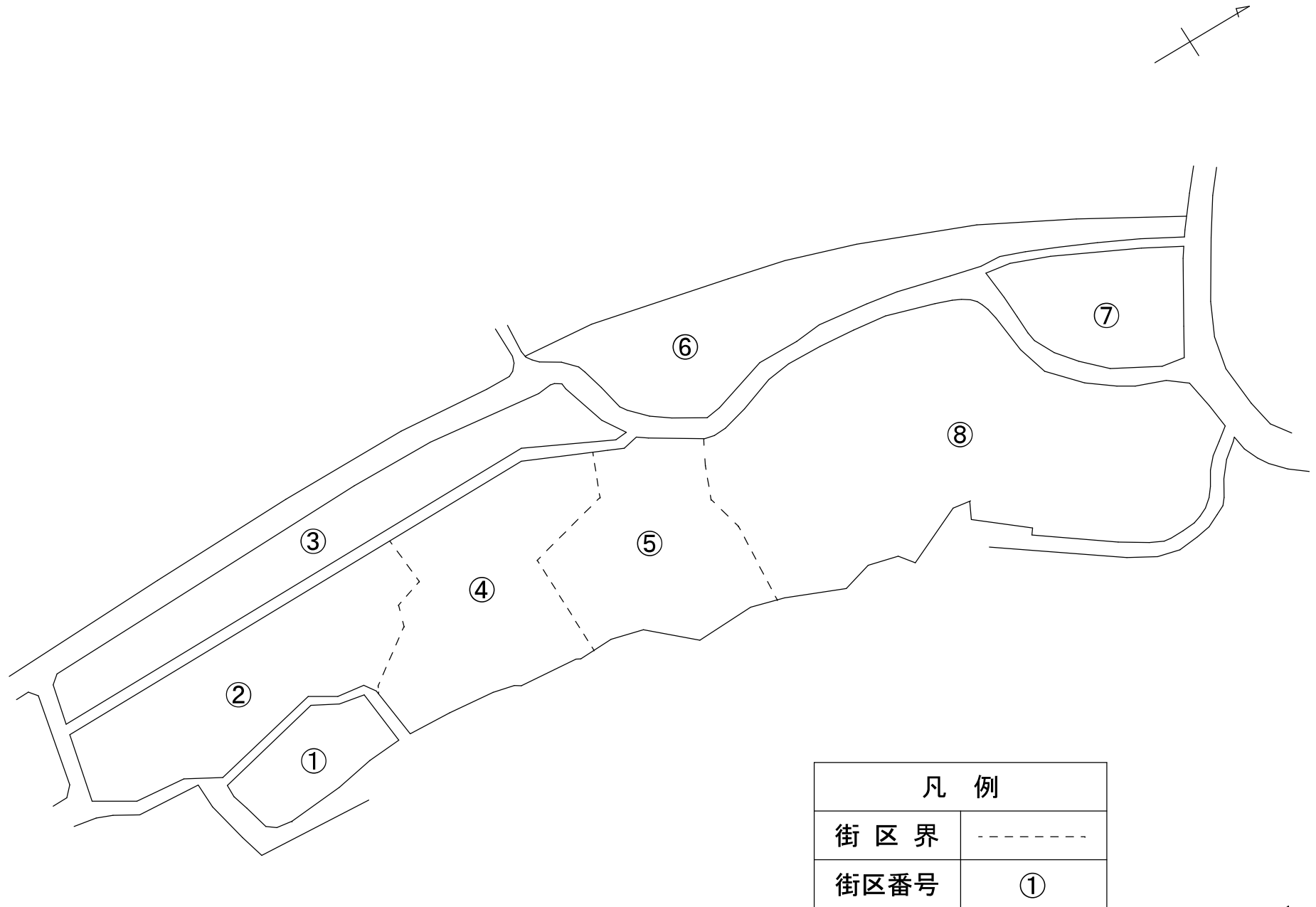
1 街区の区域の変更及び新設

別図1の北区鈴蘭台北町2丁目1街区から8街区の区域を別図2に示すとおり変更するとともに、同図に示すとおり、9街区及び10街区を新設する。

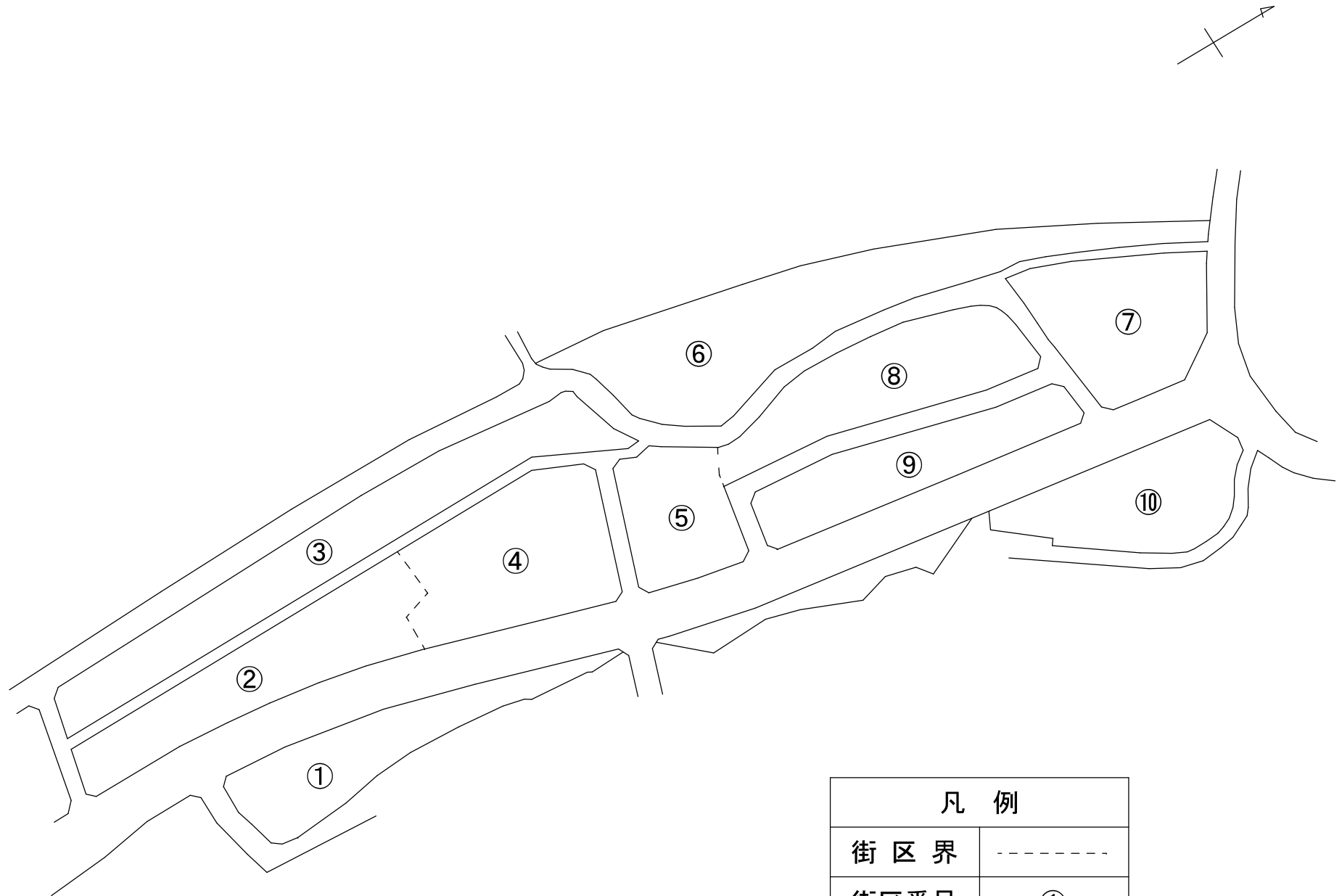
2 実施する期日

令和8年6月16日

鈴蘭台北町二丁目街区配置図



鈴蘭台北町二丁目街区配置図



凡 例	
街区界	-----
街区番号	①

令和8年6月16日 神戸市公報第3967号

神戸市告示第166号

神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54条）（以下「条例」という。）の規定に基づく使用料等の徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき歳入等の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により、また、第243条の2第1項の規定に基づき公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和8年6月16日

神戸市長 久元喜造

1 業務名

条例の規定に基づく使用料等の徴収業務

2 指定納付受託者

(1) 布引公園

名 称	事務所の所在地
神戸リゾートサービス株式会社 取締役社長 川上 豪	神戸市中央区北野町1丁目4番3号

3 指定公金事務取扱者

(1) 布引公園

名 称	事務所の所在地
神戸リゾートサービス株式会社 取締役社長 川上 豪	神戸市中央区北野町1丁目4番3号

(2) 相樂園

名 称	事務所の所在地
神戸市造園協力会・神戸市公園緑化協会グループ 代表者 一般社団法人神戸市造園協力会 代表理事 山村 静男	神戸市中央区磯辺通4丁目2番8号 田嶋ビル10階G号室

(3) 離宮公園

名 称	事務所の所在地
神戸須磨離宮グループ 代表者 公益財団法人神戸市公園緑化協会 代表理事 鍵本 敦	神戸市須磨区緑台

(4) 森林植物園

名 称	事務所の所在地
公益財団法人神戸市公園緑化協会 代表理事 鍵本 敦	神戸市須磨区緑台

(5) 北神戸田園スポーツ公園

名 称	事務所の所在地
神戸電鉄・ミズノ運営共同事業体 代表者 神戸電鉄株式会社 代表取締役社長 井波 洋	神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号

- 4 指定納付受託者および指定公金事務取扱者として指定した日
令和8年4月1日
- 5 指定納付受託者への納付事務および指定公金事務取扱者への公金事務を委託した日
令和8年4月1日
- 6 委託する期間
 - (1) 布引公園
令和8年4月1日から令和12年3月31日まで
 - (2) 相樂園、離宮公園、森林植物園、北神戸田園スポーツ公園
令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
- 7 指定納付受託者に委託した納付事務および指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
 - (1) 使用料
- 8 連絡先
 - (1) 担当 神戸市建設局公園部魅力創造課
 - (2) 電話 078-595-6453

神戸市告示第167号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月16日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所

（ア）火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（イ）土曜日 午後1時から午後5時まで。

（ウ）条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台	令和8年5月7日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神中央駅前自転車駐車場内長期放置	自転車 1台	令和8年5月7日	
	西神南駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台	令和8年5月21日	
	伊川谷駅前自転車駐車場内長期放置	自転車 1台	令和8年5月27日	
	西建設事務所管内自転車等放置禁止区域外長期放置	自転車 12台	令和8年5月27日	

神戸市告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年6月17日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年6月30日まで一般の縦覧に供する。

令和8年6月16日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	多聞73号線 － 1	神戸市垂水区清水が丘3丁目1325番1地先から	新	0.90	6.00
		神戸市垂水区清水が丘3丁目1325番1地先まで	旧	0.90	5.80

神戸市告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和8年6月17日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年6月30日まで一般の縦覧に供する。

令和8年6月16日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	明神2号線	神戸市須磨区明神町2丁目8番 21地先から 神戸市須磨区明神町2丁目5番 26地先まで	68.10	最大 6.10 最小 5.30

神戸市告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年6月17日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年6月30日まで一般の縦覧に供する。

令和8年6月16日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	西垂水91号線	神戸市垂水区五色山2丁目 1369番26地先から	新	61.70	最大 6.00 最小 3.70
		神戸市垂水区五色山2丁目 1369番49地先まで	旧	61.70	最大 4.20 最小 3.20
市道	西垂水94号線	神戸市垂水区五色山2丁目 1369番26地先から	新	57.50	最大 8.50 最小 4.60
		神戸市垂水区五色山2丁目 1369番29地先まで	旧	57.50	最大 3.80 最小 2.80

神戸市告示第171号

次の港湾施設は、令和8年6月16日から供用を開始する。

令和8年6月16日

神戸市長 久 元 喜 造

1 供用を開始する港湾施設

荷さばき地

名称	位置	規模
新港第2第3突堤基部荷さばき地	中央区新港町	5,679 m ²
新港第3第4突堤基部荷さばき地	中央区新港町	5,293 m ²

2 規模を変更する港湾施設

物揚場

名称	位置	規模（幅）	
		現行	変更後
新港第2第3突堤間物揚場	中央区新港町	7.5m	4m

駐車場

名称	位置	規模	
		現行	変更後
新港第2第3突堤基部駐車場	中央区新港町	3,728 m ²	2,450 m ²

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により桜の杜・桜の杜Ⅱ～Ⅳ建築協定に加わる意思の表示があったので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

当該意思の表示に係る建築協定に係る建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和8年6月4日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第9条第1項第2号の規定により農村用途区域を変更するにあたり、同条第2項において準用する同条例第8条第8項の規定により公告するとともに、当該農村用途区域の案を次のとおり公衆の縦覧に供します。

なお、指定をしようとする農村用途区域の住民、土地所有者等及び利害関係人は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日を経過する日までに、当該農村用途区域の指定の案について、神戸市長に意見書を提出することができます。

令和8年6月16日

神戸市長 久元喜造

1 変更をしようとする農村用途区域

環境保全区域のうち神戸市西区伊川谷町潤和及び西区玉津町高津橋の区域

2 縦覧の期間

令和8年6月16日（火）から6月29日（月）まで

3 縦覧の場所及び意見書の提出先

(1) 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館3階

神戸市経済観光局農政計画課

(2) 神戸市西区伊川谷町潤和1058番地 西神文化センター2階

神戸市経済観光局西農業振興センター

(3) 神戸市北区藤原台中町1丁目2番1号 北神中央ビル7階

神戸市経済観光局北農業振興センター

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局まち再生推進課窓口において一般の縦覧に供します。

令和8年6月16日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
株式会社プレジオ 代表取締役 上山 祐平
大阪市中央区南船場1丁目18番11号 SRビル長堀12階
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先
株式会社高橋建築事務所 高橋 遼太
伊丹市中央6丁目3番18号 アクシア伊丹中央401
072-773-0083
- 3 景観影響建築行為の概要
 - (1) 所在及び地番 神戸市中央区東川崎町1丁目73番1
 - (2) 敷地面積 約 465平方メートル
 - (3) 建築面積 約 256平方メートル
 - (4) 延べ面積 約3,225平方メートル
 - (5) 高さ 約44.9メートル
 - (6) 構造 鉄筋コンクリート造
 - (7) 階数 地上15階、地下0階
 - (8) 建物用途 共同住宅
- 4 縦覧の期間
令和8年6月16日から令和8年6月29日まで

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局まち再生推進課窓口において一般の縦覧に供します。

令和8年6月16日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
合同会社GM 代表社員 神山 康隆
神戸市東灘区魚崎中3丁目1-24
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先
M's Architects Office 松山 努
大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町1丁5-3 Brise・三国ヶ丘1F
090-8483-9891
- 3 景観影響建築行為の概要
 - (1) 所在及び地番 神戸市長田区御屋敷通1丁目103-18
 - (2) 敷地面積 約 220平方メートル
 - (3) 建築面積 約 124平方メートル
 - (4) 延べ面積 約1,074平方メートル
 - (5) 高さ 約30.1メートル
 - (6) 構造 鉄骨造
 - (7) 階数 地上10階、地下0階
 - (8) 建物用途 共同住宅（店舗付き）
- 4 縦覧の期間
令和8年6月16日から令和8年6月29日まで

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和8年6月16日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市垂水区舞子台1丁目19番1の一部、1064番1712の一部、1064番2059の一部、1064番2060の一部、1064番2218の一部、1064番2219の一部、1064番2234の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区芝5丁目34番6号
JR西日本プロパティーズ株式会社
代表取締役 小山 健介
東京都千代田区大手町1丁目9番2号
三菱地所レジデンス株式会社
代表取締役 明嵐 二郎
- 3 許可番号
令和5年3月3日 第8104号
(変更許可 令和8年2月16日 第2275号
変更許可 令和8年5月11日 第2287号)

神戸市公告

都市計画を決定又は変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告するとともに、当該都市計画の案を令和8年6月16日から同月30日まで公衆の縦覧に供します。

なお、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

令和8年6月16日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 都市計画の種類	2 都市計画を変更する土地の区域
神戸国際港都建設計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	神戸市の全域
神戸国際港都建設計画 都市再開発の方針	神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 住宅市街地の開発整備の方針	神戸市の全域
神戸国際港都建設計画 防災街区整備方針	神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 区域区分	神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 用途地域	神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 高度地区	神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 防火地域及び準防火地域	神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 道路	< 3.3.16号 玉津大久保線 > 神戸市西区玉津町小山字川端、玉津町居住字大田、玉津町田中字田井、平野町中津字重長、字溝田、字平田、字池ノ下、字大池、字堀割ノ下、字平内口及び字堂ノ上 < 3.3.43号 明石三木線 > 神戸市西区玉津町小山字川端 < 3.5.54号 玉津平野線 > 神戸市西区平野町中津字重長及び字溝田

神戸国際港都建設計画 下水道	＜神戸市公共下水道＞ 神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 地区計画	＜潤和山の手台地区 地区計画＞ 神戸市西区伊川谷町潤和字像ヶ谷、字辻及び字横尾、玉津町高津橋字馬掛原及び字小倉目
神戸国際港都建設計画 生産緑地地区	＜道場23生産緑地地区＞ 神戸市北区道場町日下部 ＜有野29生産緑地地区＞ 神戸市北区有野町有野 ＜有野76生産緑地地区＞ 神戸市北区有野町有野 ＜伊川谷124生産緑地地区＞ 神戸市西区和井取 ＜北別府31生産緑地地区＞ 神戸市西区北別府1丁目 ＜北別府48生産緑地地区＞ 神戸市西区北別府5丁目 ＜玉津148生産緑地地区＞ 神戸市西区玉津町高津橋

3 都市計画の案の縦覧場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル6階
都市局都市計画課

神戸市水道告示第8号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和8年6月16日

神戸市水道事業管理者 坂 田 昭 典

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
42104	ミヤナガ建設	兵庫県加古川市志方町 細工所 473 番地	宮永 正三	令和8年5月30日

神戸市水道告示第9号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和8年6月16日

神戸市水道事業管理者 坂田 昭典

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
39241	株式会社森口設備	神戸市垂水区つつじが丘5丁目24番地	森口 力	令和8年5月28日

神戸市水道告示第10号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の休止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和8年6月16日

神戸市水道事業管理者 坂田 昭典

指定番号	名称	所在地	代表者	休止年月日
42423	株式会社大野	神戸市北区京地4丁目 18番地の12	西村 崇	令和8年4月30日